

婦人関係調査資料 No.56

労働者家族の福祉に関する調査

—結果報告書—

昭和45年11月

労働省婦人少年局

は し が き

労働省婦人少年局では、労働者家族福祉向上の見地から労働者家族の問題とその福祉対策について、かねてから調査研究、啓発活動等をすすめてきたところであるが、昨年実施した労働災害遺族の生活実態に関する調査に続き、本年は事業場を対象として労働者家族の福祉に関する事項につき調査を実施した。この調査は労働災害により死亡または、重度の障害を受けた労働者の家族に対して、事業場が行なっている福利厚生の実情を知り、もつて、労働者家族福祉の対策に資するために実施したものである。

この調査の結果が労働者家族福祉問題に関心をもたれるかたがたのご参考になれば幸いである。

調査の実施にあたつてご協力いただいた事業場をはじめ関係機関の各位に厚くお礼申し上げます。

昭和45年11月

労働省婦人少年局

目 次

はしがき

調査の概要	1
調査結果の要約	3
調査結果	6

I 家族を対象とする福利厚生について

1. 住 宅	6
(1) 社 宅	6
(2) 住宅手当	7
(3) 持家対策	7
2. 生活必需品の供与	7
3. 生活指導	8
4. 生活相談	8
5. 文化活動	9
6. 育英・託児	9
7. 医 療	11
8. 融資貸付金	11
9. 社内保険	12

II 労働災害の補償および家族への援護について

1. 災害補償	13
(1) 重度障害者の場合	13
(イ) 災害見舞金	13
(ロ) 障害補償金	15
(ハ) 休業補償金	15
(ニ) 退職金の増額	16
(2) 死亡者の場合	16
(イ) 遺族補償金	18
(ロ) 弔慰金	19
(ハ) 葬祭料	20

(イ) 社 葬	20
(ロ) 退職金	21
2 労災家族の雇用	22

Ⅱ 通勤途上の災害について	23
---------------------	----

〔付 録〕

労災保険について	27
調 査 票	29

統 計 表 目 次

第1表 住宅対策の有無（規模別）	6
第2表 持家対策の内容	7
第3表 労働者家族の生活必需品等の便宜供与の有無（規模別）	7
第4表 生活指導の有無（規模別）	8
第5表 生活相談実施の有無（規模別）	9
第6表 文化活動の有無（規模別）	9
第7表 奨学金制度の有無（規模別）	10
第8表 育英・託児施設の有無及び利用の可否	10
第9表 医療施設の有無（規模別）	11
第10表 貸付金制度の有無（規模別）	12
第11表 社内保険制度の有無（規模別）	12
第12表 重度障害者に対する事業場の補償の有無（産業別、規模別）	14
第13表 重度障害者に対する災害見舞金の支給金額（規模別）	14
第14表 重度障害者に対する障害補償金の支給金額（規模別）	15
第15表 重度障害者に対する休業補償金の支給金額（規模別）	15
第16表 重度障害者に対する退職金の増額支給金額（規模別）	16
第17表 死亡者に対する事業場の災害補償の有無（産業別、規模別）	18
第18表 死亡者に対する遺族補償金（産業別、規模別）	19
第19表 死亡者に対する弔慰金の支給金額（規模別）	20
第20表 死亡者に対する葬祭料の支給金額（規模別）	20
第21表 死亡者に対する社葬の有無（産業別、規模別）	21

第22表	死亡者に対する退職金増額支給金額（規模別）	21
第23表	労災家族の雇用の有無（産業別、規模別）	22
第24表	通勤途上災害の補償等の種類	24

図 表 目 次

第1図	死亡者に対する事業場の災害補償の内容	17
第2図	通勤途上災害の取扱い内容	23

調 査 の 概 要

1 調査の目的

事業場が労働者の家族に対して行なっている福利厚生などの実情をは握し、労働者家族の福祉対策の基礎資料とすることを目的とした。

2 主な調査事項

○ 家族を対象とする福利厚生に関する事項

住宅、生活援護、生活指導、生活相談、育英・託児、医療、融資貸付金、社内保険、

○ 労働災害の補償および遺家族の援護に関する事項

災害補償、家族の雇用

3 調査時期

昭和45年5月

4 調査の範囲

全 国

5 調査対象事業場

昭和43年中に支給決定が行なわれた遺族補償年金または障害補償年金（障害等級第1級～第3級者に限る）に係る被災労働者が被災時に所属していた事業場の中から、一定の方法により抽出した2,000事業場（回収有効数1,691）を本調査の対象事業場とした。その産業別、規模別、および社会保険の加入状況別事業場数は下表のとおりである。

産 業 別 事 業 場 数

総 数		林 業	漁 業	鉱 業	建設業	製造業	運輸業	電気・ ガス・ 水道業	その他 の事業
実数	%								
1,691	100.0	3.4	1.1	9.6	24.1	31.3	15.9	2.8	11.8

規 模 別 事 業 場 数

総 数		5 0 0 人以上	1 0 0 ~ 4 9 9	3 0 ~ 9 9	2 9 人以下
実数	%				
1,691	100.0	15.8	20.6	25.8	37.8

社会保険加入状況別事業場数

M.A

総 数		健康保険	失業保険	厚生年金保険	そ の 他	不 明
実数	%					
1,691	100.0	89.5	88.3	84.5	1.3	7.5

6 調査の方法

訪問面接調査

7 調査機関

労働省婦人少年局

調 査 結 果 の 要 約

I 家族を対象とする福利厚生について

<住 宅>

事業場で“社宅”を設置しているものは46%、“住宅手当”を支給しているものの25%、“持家対策”を実施しているものは31%である。いずれの対策も、大規模事業場に実施するものが多い。

社宅利用料の平均は2,400円、住宅手当の支給は平均3,100円である。

持家対策の内容としては“住宅貸付金”が9割を占め最も多い。

労働者が死亡した場合、その家族がいつまで社宅に住んでいられるかについては業務上死亡家族の場合の方が、業務外死亡家族の場合より居住限度が長い。

<生活指導>

生活指導を実施している事業場は35%あり、指導の主な内容には家庭向け広報紙等の発行(22%)、産業災害防止のための懇談会開催(15%)などがある。

<育 英>

在籍労働者の子弟に奨学金制度を実施している事業場は9%あり、親元を離れて勉学する労働者の子弟のために学生寮を設けているところは4%といずれも少ない。

奨学金の平均支給額は高校生が3,200円、大学生5,500円である。

<医 療>

医療施設のあるところは48%で、主な施設は、指定病院(66%)、医務室(22%)、診療所(21%)などである。

これらの施設は、業務外死亡家族よりも業務上死亡家族の利用が多くみとめられている。

<融資貸付金>

事業場の50%が実施しており、一般貸付金(74%)、住宅貸付金(57%)、結婚貸付金(31%)の順に多い。

貸付限度額の平均金額は、宅地購入136万円、結婚貸付金13万円、一般貸付金18万円である。

<社内保険>

社内保険制度を設けている事業場は55%あり、団体生命(62%)、企業年金(34%)、普通生命(12%)などがある。

II 労働災害の補償および遺家族の援護について

1 災 害 補 償

労働者が業務上の災害を受けた場合、事業場では、法律で義務づけられている災害補償以外に、独自の補償を行なうことがかなりあるがその主な内容は次の通りである。

(1) 重度障害者の場合

事業場が行った災害補償のうち、“災害見舞金”が最も多く(62%)、“休業補償金”がこれに次ぐ(37%)。

<災害見舞金>

事業場の6割以上が災害見舞金を支給しており、平均金額は18万円である。

<休業補償金>

事業場の4割弱が休業補償金を支給しており、平均金額は26万円である。

(2) 死亡者の場合

被災労働者が死亡した場合、災害補償を行なった事業場のうち、“弔慰金”を支給したものは90%、次いで“社葬”の実施(51%)、“葬祭料”の支給(47%)、“遺族補償金”の支給(30%)の順に多い。

<弔慰金>

“弔慰金”を支給した事業場は9割で、その平均金額は35万円である。規模が大きいほど支給額も高い。

<社葬の実施>

“社葬”を行なった事業場は51%あり、大規模事業場ほど実施したものが多

<葬祭料>

“葬祭料”を支給した事業場は5割弱あり、その平均金額は17万円である。

<遺族補償金>

“遺族補償金”を支給した事業場は3割で、その平均金額は115万円である。大規模事業場ほど支給額が多い。

2 労災家族の雇用

労働災害で死亡、または重度障害を受けた労働者の家族をその事業場が雇用した事例は16%である。

雇用した者の内わけは、妻が一番多い(73%)。

Ⅲ 通勤途上の災害について

労働者が通勤（出勤・退勤）の途上で災害を被った場合、業務上の災害の場合と同様またはこれに準ずる取り扱いをする事業場が 26%みられる。

調 査 結 果

I 家族を対象とする福利厚生について

1 住 宅

(1) 社 宅

調査対象事業場のうち、46%が“社宅”を設置している。

産業別には鉱業(63%)、電気・ガス・水道業(56%)、製造業(55%)、運輸業(52%)に割合が高い。

規模別には500人以上に約9割の設置がみられる。

社宅利用料は、無料のものから1万円以上まで幅広く分布しているが、平均額は2,400円である。

また、労働者が死亡した場合その家族がいつまで社宅に住むことを許されるかについては、業務上死亡家族の方が業務外死亡家族よりも居住限度が長い。設問の居住期間以外に“その他”と答えたところが約半数あるが、その内容は“特に規定がない”、“ケースバイケースで考える”などである。(第1表)

第1表 住宅対策の有無(規模別)

		総 数		社 宅		住 宅 手 当			持家対策	
		実数	%	あり	なし	あり	なし	不明	あり	なし
総 計		1,691	100.0	461	539	25.3	74.7	0.0	30.6	69.4
規 模	500人以上	268	100.0	88.1	11.9	33.2	66.4	0.4	76.5	23.5
	100~499人	349	100.0	64.8	35.2	35.5	64.5	—	44.1	55.9
	30~99人	436	100.0	42.2	57.8	25.7	74.3	—	20.6	79.4
	29人以下	638	100.0	20.8	79.2	16.0	84.0	—	10.7	89.3

第1表の2 業務上、業務外死亡家族の社宅への居住限度

	社宅有り事業場総数		1ヶ月未満	1ヶ月以上3ヶ月未満	3~6ヶ月	6ヶ月以上	その他	不明
	実数	%						
業務上死亡家族	779	100.0	10.6	12.6	13.1	12.1	50.1	1.5
業務外死亡家族	779	100.0	15.2	16.2	13.6	6.4	46.7	1.9

(2) 住宅手当

25%が住宅手当を支給している。規模別には100～499人が36%で多く、500人以上では33%となっている。支給額の平均は3,100円である。

(3) 持家対策

持家対策を実施している事業場は31%である。産業別には、電気・ガス・水道業(69%)、製造業(40%)に多い。規模別には500人以上が77%と多い。

持家対策の内容は“住宅資金貸付”が93%で最も多い(第2表)。

第2表 持家対策の内容

M.A

持家対策有の事業場 実数	事数 %	住宅預金	住宅資金貸付	建売分譲	宅地分譲	その他	不明
517	100.0	369	934	6.8	9.9	7.0	0.6

2 生活必需品の供与

雇用労働者に対して、その便宜を図っているものは46%あり、“月賦販売の便宜”が64%で一番多い。“売店の設置”(33%)、“日常物資のあつ旋”(31%)がこれに続く。各規模を通して、“月賦販売”の便宜供与は6割前後を占めている(第3表)。

第3表 労働者家族の生活必需品等の便宜供与の有無(規模別)

M.A

		総 数		あ り						な し	不 明
				小 計	売 店 設 置	自社製 品の割 引あつ せん	日常物 資のあ つせん	月賦販 売の便 宜	その他		
		実 数	%								
総 計		1,691	100.0	45.6 (100.0)	(32.9)	(23.2)	(31.6)	(63.7)	(15.4)	53.8	0.6
規 模	5 0 0 人 以 上	268	100.0	79.9 (100.0)	(75.2)	(25.7)	(42.1)	(65.0)	(10.7)	20.1	—
	1 0 0 ~ 4 9 9 人	349	100.0	58.2 (100.0)	(31.0)	(23.2)	(36.9)	(69.0)	(15.3)	41.5	0.3
	3 0 ~ 9 9 人	436	100.0	38.7 (100.0)	(10.1)	(17.8)	(27.2)	(63.9)	(18.3)	59.9	1.4
	2 9 人 以 下	638	100.0	29.0 (100.0)	(7.0)	(25.4)	(17.8)	(56.2)	(18.4)	70.5	0.5

3 生活指導

調査対象事業場の35%が何らかの形で労働者の家族に対する生活指導を実施している。その主な内容は、“家庭向け広報紙等の発行”22%、“産業災害防止のための懇談会開催”15%、“職場見学の実施”14%などである。

規模別には500人以上に“家庭向け広報紙等の発行”(87%)、“職場見学の実施”(54%)が多く、30～99人と29人以下は“産業災害防止のための懇談会”の実施がそれぞれ52%で多い。

産業別には電気・ガス・水道業(71%)、鉱業(50%)に実施の割合が高い(第4表)。

第4表 生活指導の有無(規模別)

		総 数		あ り M.A							な し
				小 計	従業員の働いている職場見学	産業災害防止のための懇談会	食生活改善指導	家族計画指導	家庭向け広報紙の発行	その他	
総 計		1,691	100.0	34.9 (100.0)	(39.3)	(42.7)	(19.2)	(15.6)	(61.7)	(17.5)	65.1
規 模	500人以上	268	100.0	77.6 (100.0)	(54.3)	(39.9)	(29.8)	(27.9)	(87.0)	(12.0)	22.4
	100～499人	349	100.0	52.7 (100.0)	(37.5)	(35.9)	(17.4)	(14.1)	(68.5)	(20.1)	47.3
	30～99人	436	100.0	24.8 (100.0)	(19.4)	(51.9)	(7.4)	(4.6)	(44.4)	(18.5)	75.2
	29人以下	638	100.0	14.1 (100.0)	(32.2)	(52.2)	(12.2)	(3.3)	(10.0)	(23.3)	85.9

4 生活相談

事業場の4割が生活一般に関する相談を、在籍労働者家族に対して行なっている。

業務上死亡の労働者家族については調査対象事業場の34%、業務外死亡の労働者家族については25%の事業場が相談対象をひろげ実施している。

産業別には、いずれも鉱業にその割合が高く、規模別には500人以上の事業場にその実施が多い(第5表)。

注) 生活相談とは、労働者家族の育英・教育問題、家族の人間関係、その他生活一般に関する相談をいう。

第5表 生活相談実施の有無（規模別）

		総 数		在籍労働者家族		業務上死亡労働者家族			業務外死亡労働者家族		
		実数	%	あり	なし	あり	なし	不明	あり	なし	不明
総 計		1,691	100.0	39.0	61.0	34.4	65.5	0.1	25.2	74.6	0.2
規 模	5 0 0 人 以 上	268	100.0	48.5	51.5	43.6	56.0	0.4	36.9	62.7	0.4
	1 0 0 ~ 4 9 9 人	349	100.0	46.1	53.9	42.4	57.6	—	33.8	66.2	—
	3 0 ~ 9 9 人	436	100.0	37.8	62.2	33.7	66.3	—	25.2	74.6	0.2
	2 9 人 以 下	638	100.0	31.8	68.2	26.5	73.3	0.2	15.4	84.3	0.3

5 文化活動

雇用労働者およびこの家族を対象に文化活動を行なっているものは約6割である。活動の内容は“家族ぐるみの慰安旅行”（60%）、“運動会”（33%）などである。

規模別では、500人以上の事業場に“運動会”（58%）が多く、それ以下の規模では“家族ぐるみの慰安旅行”を行なうものも多く、100～499人（52%）、30～99人（72%）、29人以下（78%）である（第6表）。

第6表 文化活動の有無（規模別）

		総 数		実 施 し て い る M.A							実 施 し て い ない	不 明
		実数	%	小 計	講演 講習会	観劇等	運動会	クラブ 活 動	家族ぐ るみの 慰安 旅行	その他		
総 計	1,691				100.0	56.9 (100.0)	(12.1)	(6.7)	(33.0)	(19.6)	(59.9)	(18.9)
規 模	500人以上	268	100.0	84.3 (100.0)	(28.3)	(20.8)	(57.5)	(45.6)	(32.7)	(20.8)	15.7	—
	100～499人	349	100.0	64.5 (100.0)	(14.7)	(4.4)	(43.6)	(23.6)	(52.4)	(19.1)	35.2	0.3
	30～99人	436	100.0	52.3 (100.0)	(4.8)	(1.3)	(24.1)	(8.8)	(71.5)	(16.2)	47.5	0.2
	29人以下	638	100.0	44.5 (100.0)	(3.2)	(1.8)	(12.3)	(4.6)	(78.2)	(19.4)	55.3	0.2

6 育英・託児

在籍労働者の子弟のために奨学金制度を実施している事業場は9%と1割にみたない。業務上や業務外で死亡した労働者の子弟に対するこの制度の実施は非常に少なく、前者が3%、後者が2%となつている。規模の大きいところほど実施の率は

高い。

奨学金の支給状況を在籍労働者の子弟についてみると、高校生は3,200円、大学生は5,500円である。

業務上死亡したものの子弟に対する支給は高校生5,000円、大学生6,000円である。

業務外死亡したものの子弟に対する支給は高校生4,900円、大学生5,700円となつている。

次に、労働者の子弟で親元を離れて勉学するものために、学生寮を設けている事業場は4%あり、そのうち500人以上の事業場が16%を占める。

この学生寮が、業務上や業務外で死亡した労働者の子弟にも利用できるか否かをみると業務上死亡労働者の子弟の場合は6割弱、業務外の場合は4割強の事業場が利用を認めている。

また、託児施設を設けている事業場は2%と非常に少ない。利用できる割合は業務上が7割、業務外の場合は6割である(第7表)(第8表)

第7表 奨学金制度の有無(規模別)

		総 数		在籍労働者の子弟		業務上死亡		業務外死亡	
		実数	%	あり	なし	あり	なし	あり	なし
総	計	1,691	100.0	9.3	90.7	3.4	96.6	2.1	97.9
規 模	500人以上	268	100.0	32.8	67.2	8.6	91.4	5.6	94.4
	100~499人	349	100.0	12.6	87.4	5.2	94.8	4.0	96.0
	30~99人	436	100.0	5.0	95.0	2.3	97.7	1.4	98.6
	29人以下	638	100.0	0.6	99.4	0.9	99.1	0.2	99.8

第8表 育英・託児施設の有無及び利用の可否

	総 数		あ り							なし
	実数	%	小計	業務上死亡			業務外死亡			
				可	否	不明	可	否	不明	
学 生 寮	1,691	100.0	4.2 (100.0)	(57.7)	(42.3)	—	(46.5)	(53.5)	—	95.8
託 児 施 設	1,691	100.0	2.0 (100.0)	(69.7)	(27.3)	(3.0)	(60.6)	(36.4)	(3.0)	98.0

7 医 療

事業場の医療施設については、“有る”ものが約半数で、施設の主なものは“指定病院”(66%)、“医務室”(22%)、“診療所”(21%)などである。

規模別には大規模事業場ほど多い。500人以上では“医務室”(40%)、それ以下では“指定病院”が多く、100～499人(74%)、30～99人(81%)、29人以下は79%となつている。

これらの施設の利用について、被災労働者の家族はいづれも業務外死亡家族よりも業務上死亡家族の利用が多くみとめられている。(第9表)。

第9表 医療施設の有無(規模別)

		総 数		あ り M.A							な し	不 明
		実数	%	小 計	診療所	医務室	指 定 病 院	療養所	病 院	その他		
総 計		1691	100.0	47.9	21.2	21.6	65.9	5.8	11.9	7.4	51.7	0.4
規 模	500 人以上	268	100.0	89.6	48.3	39.6	38.3	10.0	28.3	3.3	10.4	—
	100~499人	349	100.0	71.0	14.9	19.4	73.8	4.8	7.3	8.1	28.7	0.3
	30~ 99人	436	100.0	44.3	3.6	11.9	81.3	3.6	2.1	10.4	55.0	0.7
	29 人以下	638	100.0	20.2	9.3	7.0	79.1	3.1	4.7	9.3	79.3	0.5

8 融資貸付金

事業場の50%が労働者に対する貸付金制度を設けており、“一般貸付金”が74%と一番多く、次に“住宅貸付金”57%、“結婚貸付金”31%の順に多い。

一方、業務上や業務外で死亡した労働者の家族に対して融資貸付を行なうものは非常に少なく5%にみたない。

規模別にみると、500人以上の事業場では“住宅貸付金”(87%)、“一般貸付金”(64%)の順に多く、499人以下の各規模では“一般貸付金”、“住宅貸付金”の順に多い。

貸付金の限度額の平均金額をみると、“住宅貸付金”のうち“宅地購入”については136万円、“新築”が139万円、“増改築”が110万円となつている。“結婚貸付金”は13万円、“一般貸付金”が18万円となつている。

業務上あるいは業務外で死亡した労働者の家族に対して40～50万円程度の“就業資金貸付金”を行なう事業場もみられる(第10表)。

第10表 貸付金制度の有無（規模別）

		総 数		あ り						な し
		実数	%	小 計	住 宅 貸付金	結 婚 貸付金	一 般 貸付金	業務上 死亡者 の家族 の付金	業務外 死亡者 の家族 の付金	
総 計		1,691	100.0	496 (100.0)	(57.3)	(30.5)	(73.8)	(4.9)	(2.1)	50.4
規 模	500 人 以 上	268	100.0	828 (100.0)	(86.9)	(36.0)	(64.0)	(0.9)	(0.5)	17.2
	100～499人	349	100.0	625 (100.0)	(67.4)	(34.9)	(72.9)	(4.1)	(1.8)	37.5
	30～ 99人	436	100.0	459 (100.0)	(42.5)	(24.0)	(75.0)	(5.5)	(3.0)	54.1
	29 人 以 下	638	100.0	312 (100.0)	(28.1)	(26.1)	(84.4)	(9.5)	(3.5)	68.8

9 社内保険

社内保険制度を設けている事業場は55%ある。保険の種類は“団体生命”（62%）、“企業年金”（34%）、“普通生命”（12%）などである。“その他の保険”31%の内容は“交通傷害保険”、“中小企業退職金共済”、“退職金共済”などが多い。

規模別には、100～499人および30～99人の事業場にこの制度を設けているところがそれぞれ68%、67%ある（第11表）。

第11表 社内保険制度の有無（規模別）

		総 数		あ り					な し
		実 数	%	小 計	団 体 生 命	普 通 生 命	企 業 年 金	その他 の保険	
総 計		1,691	100.0	54.5 (100.0)	(61.6)	(11.7)	(34.1)	(30.8)	45.5
規 模	500人以上	268	100.0	59.0 (100.0)	(84.8)	(10.1)	(29.1)	(17.1)	41.0
	100～499人	349	100.0	67.9 (100.0)	(64.6)	(7.6)	(38.8)	(29.5)	32.1
	30～ 99人	436	100.0	66.5 (100.0)	(58.6)	(11.0)	(45.9)	(30.7)	33.5
	29人以下	638	100.0	37.1 (100.0)	(46.8)	(17.7)	(18.1)	(41.4)	62.9

注) 社内保険制度とは、事業主が労働者の福利厚生の一環として取扱っている保険で、事業主がその保険料の全額または一部を負担しているものをいう。

II 労働災害の補償及び遺家族の援護について

1 災害補償

労働者が業務上の災害を受けた場合、法律で義務づけられている災害補償以外に独自の補償（休業補償金、障害補償金、遺族補償金、退職金の増額等）を行なう事業場がかなりみられた。

- （注） 1. 休業補償金とは労災保険から支給される休業補償給付（給付基礎日額の100分の60の補償）以外に事業場が支給する休業中の手当。
2. 障害補償金とは労災保険から支給される障害補償年金以外に事業場が支給する手当。
3. 遺族補償金とは労災保険から支給される遺族補償年金以外に事業場が支給する手当。
4. 退職金の増額とは被災者が、その障害や死亡により職場復帰ができず退職するときに、一般退職の場合よりも退職金を多く支給されることがある。その場合の増額分。

(1) 重度障害者の場合

対象事業場のうち、重度障害者が所属している事業場は1割強である。

重度障害者に対して、事業場が独自で補償を行なつたもののうち、“災害見舞金”の支給が62%で最も多い。次に“休業補償金”の37%、“障害補償金”17%、“退職金の増額”13%の順である。“その他”15%の内容は雑費、特別見舞金、家の改築費、盆・歳暮の供物等がみられる。

一方“何の補償もしなかつた”ものが15%ある。

産業別には、鉱業、建設業、運輸業、製造業等に補償を行なつたものの割合が高い。

規模別には各項目を通じ1,000人以上の事業場に補償を行なつたものが多い。29人以下では、“何の補償もしなかつた”ものがその4分の1を占める（第12表）。

1、災害見舞金

“災害見舞金”を支給した事業場は6割強あり、その平均額は18万円である。金額別では5万円未満が5割強で最も多い。

規模別には5万円未満を支給したものは499人以下の各規模に半数をこえ、500人以上では30万円以上を支給したものが3割強ある。

規模別平均支給額は、500人以上が31万円、100～499人は12万円、30～99人は24万円、29人以下は13万円である（第13表）。

第12表 重度障害者に対する事業場の補償の有無（産業別、規模別）

		重度障害者が 所属している 事業場		補 償 の 内 容 M.A							何もし ていな い
		実数	%	小計	災 害 見舞金	障 害 補償金	休 業 補償金	退職金 の増額	その他	不明	
総 計		225	100.0	87.1 (100.0)	(61.7)	(16.8)	(37.2)	(13.3)	(15.3)	(17.7)	12.9
産 業	林 業	7	100.0	71.4 (100.0)	(60.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)	28.6
	漁 業	2	100.0	50.0 (100.0)	—	—	—	—	—	(100.0)	50.0
	鉱 業	24	100.0	91.7 (100.0)	(63.6)	(18.2)	(50.0)	(13.6)	(31.8)	(9.1)	8.3
	建 設 業	45	100.0	88.9 (100.0)	(72.5)	(5.0)	(15.0)	—	(12.5)	(12.5)	11.1
	製 造 業	82	100.0	86.6 (100.0)	(60.6)	(23.9)	(50.7)	(7.0)	(14.1)	(15.5)	13.4
	運 輸 業	39	100.0	87.2 (100.0)	(67.6)	(26.5)	(41.2)	(35.3)	(11.8)	(14.7)	12.8
	電気・ガス・水道業	5	100.0	80.0 (100.0)	(25.0)	—	(25.0)	(50.0)	(50.0)	(25.0)	20.0
	その他の事業	21	100.0	90.5 (100.0)	(42.1)	—	(21.1)	(15.8)	(5.3)	(36.8)	9.5
規 模	500人以上	51	100.0	92.2 (100.0)	(46.8)	(17.0)	(53.2)	(25.5)	(8.5)	(10.6)	7.8
	100～499人	56	100.0	92.9 (100.0)	(65.4)	(17.3)	(40.4)	(13.5)	(17.3)	(15.4)	7.1
	30～ 99人	37	100.0	89.2 (100.0)	(60.6)	(12.1)	(36.4)	(6.1)	(21.2)	(30.3)	10.8
	29人以下	81	100.0	79.0 (100.0)	(70.3)	(18.8)	(23.4)	(7.8)	(15.6)	(10.9)	21.0

第13表 重度障害者に対する災害見舞金の支給金額（規模別）

		災害見舞金を 支給した 事業場総数		3万円 未 満	3万円以 上5万 円未満	5 ～ 10	10 ～ 20	20 ～ 30	30万 円以上	不 明	平均 金額
総 計		121	100.0	38.9	13.4	9.9	14.8	2.4	15.7	4.9	千円 177
規 模	500人以上	22	100.0	22.9	4.5	4.5	27.2	—	36.4	4.5	310
	100～499人	34	100.0	50.2	17.6	8.8	5.8	—	8.8	8.8	122
	30～99人	20	100.0	50.0	5.0	10.0	10.0	—	15.0	10.0	235
	29人以下	45	100.0	33.3	17.8	13.3	17.8	6.6	11.2	—	129

ロ、障害補償金

“障害補償金”を支給した事業場は17%あり、その平均額は55万円である。

金額別では10万円以上30万円未満が3割で最も多い。

規模別平均額は500人以上が107万円、29人以下の27万円に比し4倍である(第14表)。

第14表 重度障害者に対する障害補償金の支給金額(規模別)

		障害補償金を支給した事業場の総数		10万円未満	10万円以上30万円未満	30～50	50～100	100～200	200～300	300～500	500万円以上	平均金額
総 計		33	100.0	18.1	33.5	15.1	6.0	24.3	—	3.0	—	54.6
規 模	500人以上	8	100.0	12.5	12.5	12.5	12.5	37.5	—	12.5	—	107.2
	100～499人	9	100.0	11.1	22.3	33.3	—	33.3	—	—	—	51.6
	30～99人	4	100.0	—	75.0	—	25.0	—	—	—	—	37.8
	29人以下	12	100.0	33.3	41.8	8.3	—	16.6	—	—	—	27.3

ハ、休業補償金

“休業補償金”を支給した事業場は37%あり、その平均額は26万円である。

支給金額別では10万円以上30万円未満と、5万円未満のもののが各4分の1を占めている。

規模別の平均金額は500人以上が26万円、100～499人は27万円、30～99人は32万円、29人以下は20万円であるが、このような現象は被災労働者の休業日数によつて支給総額に変動が生ずるため、平均金額には波が生じているのである(第15表)。

第15表 重度障害者に対する休業補償金の支給金額(規模別)

		休業補償金を支給した事業場の総数		5万円未満	5万円以上10万円未満	10～30	30～50	50～70	70万円以上	不明	平均金額
総 計		73	100.0	24.7	12.3	26.1	8.2	12.3	8.2	8.2	25.8
規 模	500人以上	25	100.0	32.0	4.0	24.0	8.0	12.0	8.0	12.0	25.6
	100～499人	21	100.0	23.9	14.2	19.1	9.5	14.3	9.5	9.5	27.1
	30～99人	12	100.0	8.3	16.7	41.7	8.3	—	16.7	8.3	31.5
	29人以下	15	100.0	26.7	20.0	26.7	6.6	20.0	—	—	20.0

ニ 退職金の増額

“退職金”を増額支給した事業場は13%あり、増額分の平均金額は38万円である。

金額別では10万円以上30万円未満が39%で最も多い。

規模別増額分の平均は500人以上と100～499人がそれぞれ46万円、30～99人が12万円、29人以下は21万円である(第16表)。

第16表 重度障害者に対する退職金の増額支給金額(規模別)

		退職金を増額支給した事業場総数		10万円未満	10万円以上30万円未満	30～50	50～100	100万円以上	不明	平均金額
総 計		26	100.0	193	385	7.6	19.3	11.5	3.8	37.9万円
規 模	500人以上	12	100.0	—	58.4	8.3	25.0	8.3	—	45.5
	100～499人	7	100.0	28.7	14.2	—	14.2	28.7	14.2	45.5
	30～99人	2	100.0	50.0	50.0	—	—	—	—	12.4
	29人以下	5	100.0	40.0	20.0	20.0	20.0	—	—	20.8

(2) 死亡者の場合

対象事業場のうち、死亡者を出した事業場は9割弱である。

災害補償を行なった事業場のうち“弔慰金”を支給したものが90%で最も多く、次いで“社葬”の実施51%、“葬祭料”の支給47%、“遺族補償金”の支給30%、“退職金”の増額支給19%の順である。

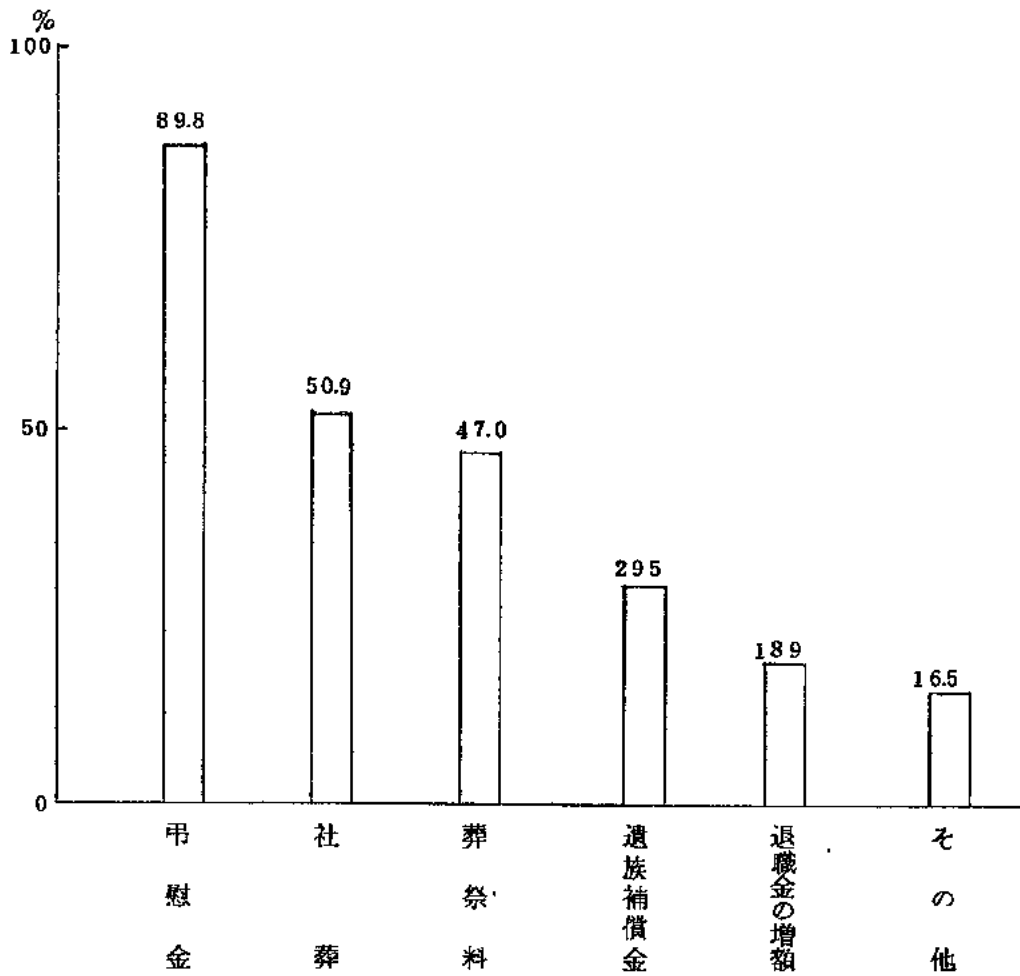
“その他”17%の内容には、雑費、特別見舞金、供物、遺族の旅費、遺体運搬、墓石建立などがみられる。一方“何ら補償はしなかつた”が5%ある。

産業別には、各産業とも約9割が“弔慰金”を出し、4～5割が“葬祭料”を支給している。鉱業、運輸業、電気・ガス・水道業には“社葬”を実施したところが6割あり、電気・ガス・水道業では、“退職金の増額”支給が4割強、鉱業では、“遺族補償金”を支給したものが4割ある。

規模別には、各規模とも9割は“弔慰金”を出し、4割以上が“葬祭料”を支給している。“社葬”の実施や遺族補償金、“退職金の増額”支給を行なったものは、規模の大きい事業場ほど割合が高い(第1図、第17表)。

第1図 死亡者に対する事業場の災害補償の内容

(M.A)



第17表 死亡者に対する事業場の災害補償の有無（産業別、規模別）

		死亡者が所 属していた 事業場総数		災 害 補 償 の 内 容 M.A							何 も し て い ない
		実数	%	小計	遺族 補償	弔慰金	葬祭料	社葬	退職金 の増額	その他	
総 計		1,466	100.0	95.4 (100.0)	(29.5)	(89.8)	(47.0)	(50.9)	(18.9)	(16.5)	4.6
産 業	林 業	50	100.0	94.0 (100.0)	(12.8)	(89.4)	(42.6)	(29.8)	(12.8)	(23.4)	6.0
	漁 業	17	100.0	100.0 (100.0)	(5.9)	(88.2)	(47.1)	(41.2)	(5.9)	(5.9)	—
	鉱 業	139	100.0	94.2 (100.0)	(42.0)	(96.2)	(55.7)	(66.4)	(23.7)	(19.1)	5.8
	建 設 業	362	100.0	94.8 (100.0)	(24.5)	(90.1)	(44.0)	(37.0)	(7.3)	(16.3)	5.2
	製 造 業	449	100.0	96.4 (100.0)	(31.6)	(88.7)	(48.5)	(55.9)	(22.2)	(16.2)	3.6
	運 輸 業	229	100.0	96.9 (100.0)	(27.5)	(86.5)	(47.3)	(64.4)	(25.7)	(16.7)	3.1
	電気・ガス 水道業	42	100.0	92.9 (100.0)	(33.3)	(94.9)	(51.3)	(64.1)	(46.2)	(12.8)	7.1
	その他の事業	178	100.0	93.3 (100.0)	(33.3)	(89.3)	(41.7)	(39.3)	(17.9)	(15.5)	6.7
規 模	500人以上	215	100.0	98.6 (100.0)	41.0	93.9	47.2	74.5	33.0	14.6	1.4
	100～499人	294	100.0	95.2 (100.0)	30.7	90.7	46.8	60.0	29.3	15.7	4.8
	30～99人	399	100.0	96.0 (100.0)	29.0	89.6	49.1	52.5	15.1	15.7	4.0
	29人以下	558	100.0	93.2 (100.0)	24.7	87.8	45.5	35.2	10.3	18.4	6.3

イ 遺族補償金

“遺族補償金”を支給した事業場は30%あり、その平均金額は115万円である。

金額別では、100万円以上200万円未満と50万円以上100万円未満とが各四分の一を占めている。

産業別には、運輸業および電気・ガス・水道業の支給平均金額は100万円台であり、林業は50万円台となっている。

規模が大きくなるほど支給額が多く、500人以上では150万円で、29人以下（81万円）の約2倍である（第18表）。

第18表 死亡者に対する遺族補償金（産業別、規模別）

			遺族補償金を支給した事業場総数		10万円未満	10万円以上30万円未満	30～50	50～100	100～200	200～300	300～500	500万円以上	不明	平均金額
			実数	%										
総計			413	1000	4.4	15.0	12.3	23.0	24.7	8.2	8.5	2.4	1.5	千円 1,154
産業別	林業		6	1000	—	33.3	16.7	16.7	33.3	—	—	—	—	500
	漁業		1	1000	—	—	—	100.0	—	—	—	—	—	780
	鉱業		55	1000	5.5	20.0	14.5	18.2	38.2	3.6	—	—	—	734
	建設業		84	1000	7.1	25.0	10.7	21.4	16.7	6.0	10.7	1.2	1.2	991
	製造業		137	1000	4.4	8.8	11.7	28.5	26.3	8.8	8.0	2.1	1.4	1,165
	運輸業		61	1000	1.6	13.1	11.5	18.0	21.4	16.4	13.1	1.6	3.3	1,377
	電気・ガス・水道業		13	1000	—	23.1	23.1	7.7	23.1	—	15.3	7.7	—	1,337
	その他の事業		56	1000	3.6	8.9	12.5	25.0	23.2	8.9	8.9	7.2	1.8	1,586
規模別	500人以上		87	1000	3.5	12.7	10.3	14.9	33.3	9.2	11.5	4.6	—	1,495
	100～499人		86	1000	5.8	10.5	7.0	25.6	26.7	11.6	7.0	3.5	2.3	1,230
	30～99人		111	1000	2.7	13.5	11.7	30.7	18.9	7.2	11.7	2.7	0.9	1,217
	29人以下		129	1000	5.4	20.9	17.8	20.2	22.5	6.2	4.7	—	2.3	812

ロ 弔慰金

“弔慰金”（香典をふくむ）を支給した事業場は、他の補償項目に比し最も多く90%である。平均金額は35万円であり、金額別には10万円未満と、10万円以上30万円未満が各3割をこえて多い。これも規模が大きいほど支給額も高く、500人以上では70万円で、29人以下（22万円）の3倍強である（第19表）。

第19表 死亡者に対する弔慰金の支給金額（規模別）

		弔慰金を支給した事業場総数		10万円以上	10万円以上30万円未満	30～50	50～70	70～100	100～300	300～500	500万円以上	不明	平均金額
		実数	%										
総計		1255	100.0	362	336	9.1	65	26	10.1	0.9	0.4	0.6	353円
規模	500人以上	199	100.0	230	23.1	9.1	6.1	4.5	32.2	0.5	1.0	0.5	698
	100～499人	254	100.0	365	29.5	9.5	8.3	2.8	10.2	2.0	—	1.2	372
	30～99人	343	100.0	34.7	3.7.7	9.4	5.6	3.5	6.1	1.2	0.6	1.2	326
	29人以下	459	100.0	42.4	3.7.3	8.7	6.6	1.1	3.5	0.2	0.2	—	215

ハ 葬 祭 料

“葬祭料”を支給した事業場は47%であり、平均金額は17万円である。

金額別では、10万円以上20万円未満と、20万円以上を支給したものが各3割を占めている。規模別平均金額は、30人以上では約20万円、29人以下は14万円である（第20表）。

第20表 死亡者に対する葬祭料の支給金額（規模別）

		葬祭料を支給した事業場総数		3万円未満	3万円以上5万円未満	5～10	10～20	20万円以上	不明	平均金額
		実数	%							
総計		657	100.0	6.5	4.3	24.9	31.7	31.1	1.5	17.3円
規模	500人以上	100	100.0	3.0	4.0	30.0	29.0	30.0	4.0	18.5
	100～499人	131	100.0	6.1	3.8	21.4	25.2	41.2	2.3	19.6
	30～99人	188	100.0	4.8	4.3	22.9	34.6	32.4	1.0	18.7
	29人以下	238	100.0	9.7	4.6	26.5	34.0	24.8	0.4	14.4

ニ 社葬の実施

“社葬”を行なった事業場は51%ある。産業別には、鉱業、運輸業、電気・ガス・水道業にそれぞれ6割以上ある。大規模ほど社葬を行なった率が高く、500人以上では75%、29人以下では35%である（第21表）。

第21表 死亡者に対する社葬の有無（産業別、規模別）

		災害補償を行な つた事業場総数		あ	り	な	し
		実 数	%				
総 計		1398	100.0	50.9		49.1	
産 業	林 業	47	100.0	29.8		70.2	
	漁 業	15	100.0	41.2		58.8	
	鉱 業	131	100.0	66.4		33.6	
	建 設 業	343	100.0	37.0		63.0	
	製 造 業	433	100.0	55.9		44.1	
	運 輸 業	222	100.0	64.5		35.5	
	電気・ガス・水道業 そ の 他 の 事 業	39 168	100.0 100.0	64.1 39.3		35.9 60.7	
規 模	500 人 以 上	212	100.0	74.5		25.5	
	100～499 人	280	100.0	60.0		40.0	
	30～99 人	383	100.0	52.5		47.5	
	29 人 以 下	523	100.0	35.2		64.8	

ホ 退職金の増額

“退職金”を増額支給した事業場は19%であるが、増額分の平均金額は28万円である。金額別では30万円未満が66%と過半数を占める。各規模とも同じく30万円未満が6～7割を占める。産業別には、電気・ガス・水道業に増額支給したものが多く46%みられる（第22表）。

第22表 死亡者に対する退職金増額支給金額（規模別）

		退職金を増 額支給した 事業場総数		10万円 未 満	10万円 以 上 30万円 未 満	30 ～ 50	50 ～ 100	100 万 円 以 上	不 明	平 均 金 額
		実数	%							
総 計		264	100.0	35.2	30.3	10.6	14.8	7.2	1.9	283千円
規 模	500 人 以 上	70	100.0	27.1	32.9	5.7	24.3	8.6	1.4	337
	100～499 人	82	100.0	45.1	23.2	15.9	9.7	4.9	1.2	251
	30～99 人	58	100.0	34.5	36.2	6.9	17.3	1.7	3.4	224
	29 人 以 下	54	100.0	31.5	31.5	13.0	7.4	14.8	1.8	324

2 労災家族の雇用

労働災害で死亡または重度障害を受けた労働者の家族をその事業場で雇用した事例は16%である。

規模別にみると、大規模ほど多く、500人以上の事業場では34%である。産業別には、鉱業が多い(31%)。

なお、雇入れた家族では妻が一番多く(73%)、次いで子女(30%)等である(第23表)。

第23表 労災家族の雇用の有無(産業別、規模別)

			総 数		雇用した	雇用しなかった
			実 数	%		
総 計			1,691	100.0	15.8	84.2
産 業	林 業		57	100.0	12.3	87.7
	漁 業		19	100.0	10.5	89.5
	鉱 業		162	100.0	30.9	69.1
	建 設 業		407	100.0	13.3	86.7
	製 造 業		530	100.0	17.4	82.6
	運 輸 業		269	100.0	9.7	90.3
	電気・ガス・水道業		48	100.0	12.5	87.5
	そ の 他 の 事 業		199	100.0	15.1	84.9
規 模	500人以上		268	100.0	34.3	65.7
	100~499人		349	100.0	14.6	85.4
	30~99人		436	100.0	13.3	86.7
	29人以下		638	100.0	10.3	89.7

第23表の2 雇用された家族の内容

M.A

総 数		妻	息 子	娘	その他
実数	%				
267	100.0	72.7	20.6	9.7	12.7

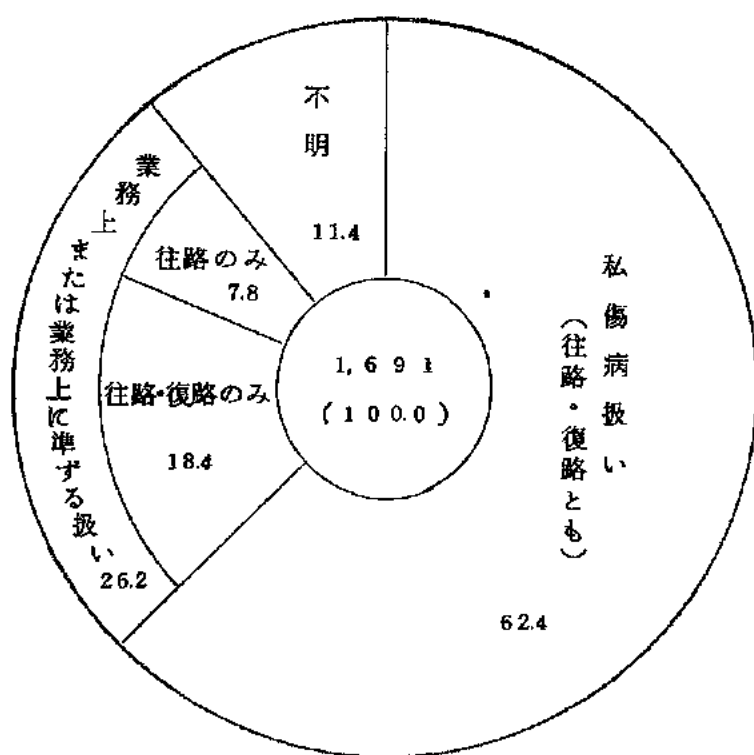
Ⅲ 通勤途上の災害について

労働者が通勤（出勤・退勤）の途上で災害を被った場合、現在の労災保険制度では原則として災害補償の対象とはならない。

しかし、事業場としては、通勤途上の災害についても特別に業務上の災害の場合と同様の取扱いをするものがみられ、往路復路とも業務上またはこれに準ずる取扱いをするもの18%、往路のみとするもの8%を合せて26%となつている。

通勤途上の災害を業務上の災害の場合と同様または、これに準じて取扱う具体的な措置の内容については、“災害見舞金”の支給を行なうものが最も多く80%で、“葬祭料”の支給57%、“休業補償金”の支給54%、“医療費”の支給52%の順になつている（第2図、第24表）。

第2図 通勤途上災害の取扱い内容



第24表 通勤途上災害の補償等の種類

M.A

行き帰りとも業務上またはこれに準じて取扱う事業場総数		I 災害見舞 金の支給	II 災 害 補 償				
			医療費の 支 給	休業補償 金の支給	障害補償 金の支給	遺族補償 金の支給	葬祭料の 支 給
実 数	%						
443	100.0	79.5	52.1	54.2	38.1	40.6	56.7

行き帰りとも業務上またはこれに準じて取扱う事業場総数		III 社葬・慰霊 祭の実施	IV 退職金の 増 額	V 休職期間を退職金の算定基礎に入れる
実 数	%			
443	100.0	280	21.9	41.3

付 録

労 災 保 険 に つ い て

政府が管掌する労働者災害補償保険の保険給付は、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付（障害補償年金および障害補償一時金）、遺族補償給付（遺族補償年金および遺族補償一時金）、葬祭料および長期傷病補償給付である。ここでは、遺族補償年金、葬祭料および障害補償年金等について、参考まで略記する。

1. 遺族補償年金とは、労働者が業務上死亡した場合、その死亡当時、死亡労働者の収入によって、生計を維持していた労働能力がないとみなされる遺族に対して支給される給付であつて、その額は遺族の数に応じて、給付基礎年額の30～50％である。
2. 葬祭料とは、労働者が業務上死亡した場合にその葬祭の費用にあてるため、葬祭を行なう者に支給される給付であつて、その額は3万5千円に給付基礎日額の30日分相当額を加えた額である。
3. 障害補償年金とは、労働者の業務上の負傷や病気が治つたあと、身体に一定の障害が残つたとき支給される給付のうち、障害の程度が比較的重いとき（障害等級第1級～7級）に支給される年金であつて、その額は障害の程度に応じて給付基礎日額の240日分～100日分である。

今回の調査では、障害補償年金の受給者については、障害等級第1級～3級の障害補償年金を受けている労働者が所属している事業場に限つた。この等級に該当するものは、例えば、両眼または一眼失明、半身不随、上両肢または両手の手指全部喪失等のため、労働能力をほとんど失つたものであつて、年金として、給付基礎日額の240～188日分が支給される。

上記の保険給付の額については労働者災害補償保険法の改正の結果、昭和45年11月以降は下記の通り改められた。

- 遺族補償年金 遺族の数に応じて、給付基礎年額の30％～60％
- 葬 祭 料 6万円に給付基礎日額の30日分相当額を加えた額
- 障害補償年金 障害等級第1級～3級者は給付基礎日額の280日～219日分

さらに、労災保険の保険施設の一つとして、45年11月から、労災就学援護費の制度が新設され、遺族補償年金または障害等級第1級～3級の障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、その者またはその者と生計を同じくしている被災労働者の子が学校教育法の学校に在学しており、その学資の支弁が困難なものに対し、在学者1人1月につき1,000円（小学生）～5,000円（大学生）の額の労災就

学援護費が支給されることとなつた。

この調査の内容を税務署や労働基準監督署に知られることは絶対にありませんので、ありのままをお書きください。

労働者家族の福祉に関する調査

昭和45年5月

労働省婦人少年局

事業場の担当者			
氏名		課	係
所属課		電話	内線

(フエースシート — 婦人少年室が記入)

婦人少年室名	原番号	サンプル番号	事業種別	規模番号	婦人少年室担当者	電話
					調査員名	

事業場の名称	事業場の所在地	番号	期	期	期	期	期	期	期
下請事業場の名称	下請事業場の所在地	事業又は作業者の種類							

(注) 1. 下請事業場の名称および所在地欄には昭和43年中の労災死亡者または重度障害者が下請事業場に所属していた場合のみ記入。
2. 番号とは事業場の労災保険番号のことです。

(記入上のお願い)

- 回答は該当する番号または符号を○で囲むか、またはあてはまる答を記入してください。なお半欄は記入しないでください。
- この調査は事業場単位のもので、企業全体としては施設や制度等があつても当該事業場の従業員が利用できないものは記入しないでください。

1 事業場に関する事 (事業場とは43年1月から12月までの労災死亡者または重度障害者一障害等級1級〜3級のもの一が所属していた事業場のこととすから、下請事業場に被災者が所属していれば、以下の質問はすべて下請事業場となります。)

問1 貴事業場についてお答えをお願いします。

1 労働者数	人 数	2 社会保険加入
男 子		イ 健康保険 □ 失業保険
うち既婚者		ハ 厚生年金保険 ニ 労災保険
女 子		ホ その他 ()
うち既婚者		
計		
うち既婚者		

(注) 1. 労働者数には常用、臨時・日雇を含む。常用とは期間をきめずにまたは1カ月を超える期間をきめて雇われているものをいい、臨時・日雇とは日々雇われている者あるいは1カ月以内の期間をきめて雇われている者をいう。
2. 日雇労働者の健康保険及び失業保険は、それぞれ日雇保険・失業保険に入れてください。

II 家族を対象とする福利厚生に関する事

(住宅について)

問2 ① 貴事業場では、家族も従業員のために住宅の配慮をしていますか?

	有 無	内 容
I 社 宅	有 無	入居世帯数 利用 料 (世帯) (最高 円 ~ 最低 円、平均 円)
II 住宅手当	有 無	支給額 (最高 円 ~ 最低 円、平均 円)
III 住宅対策	有 無	イ 住宅預金制度 □ 住宅資金貸付制度 ハ 住宅分譲制度 ニ 宅地分譲制度 ホ その他 ()

(注) 1. 住宅手当とは社宅入居者との住宅費負担のアンバランスを是正するために非入居者に支給する手当をいう。
2. 住宅預金制度とは従業員が住宅の建設、購入などの資金にあてることを目的として積み立てる社内預金制度をいう。
3. 住宅資金貸付制度とは、従業員が住宅などの取得に要する資金を融資する制度をいう。
4. 住宅分譲制度とは、事業主が従業員のための建物などを建設、または購入して希望者に長期分割払い方式で譲渡する制度や事業場所有の住宅を貸し下げる制度をいう。

② [社宅有と答えた事業場に]

その社宅には、業務上や業務外で死亡した従業員の家族は、従業員の死亡後どの程度まで居住できますか? (該当の番号欄に○印をつけてください。)

業務上	業務外	業務上	業務外
期 間	死亡家族	死亡家族	死亡家族
1 1ヶ月未満			
2 1ヶ月以上3ヶ月未満			
3 3ヶ月以上6ヶ月未満			
4 6ヶ月以上			
5 その他 ()			

（生活必需品の供与について）

問3 従業員家族の生活必需品（日用雑貨や食料品など）の供与について何か便宜を図っていますか？（事業場が従業員の団体と共同でやるものも含む）

（該当の番号のすべてに○をつけてください）

1	売店の設置
2	自社製品の割引をあつせん
3	日常物資のあつせん
4	月賦販売の便宜
5	その他（ ）
6	特に便宜を図っていない

（注）月賦販売の便宜とはまちの月賦販売店などと提携し、企業が保証人となるようなことです。

（生活指導について）

問4 従業員の家に対して、生活上の指導を何かしていますか？

（該当の番号のすべてに○をつけてください）

1	従業員の勤めている職場見学の実施
2	産業災害防止のための懇談会など
3	食生活改善指導
4	家族計画指導
5	家庭むけ広報紙等の発行
6	その他（ ）
7	特に指導はしていない

（注）家庭むけ広報紙には社内報にのせる場合も含む。

問5 従業員家族のために娯楽、体育、娯楽面で何か活動をしていますか？（事業場が従業員の団体と共同でやるものも含む）

（該当の番号のすべてに○をつけてください）

1	各種語学・講習会
2	観劇、演芸、映画会など
3	運動会
4	各種クラブ活動（文化・体育）
5	家族ぐるみの慰安旅行
6	その他（ ）
7	特にしていない

（生活一般に関する相談の実施について）

問6 従業員家族の育児・教育問題、家族の人間関係、その他生活一般に関する相談を実施していますか？ またそれを業務上や業務外で死亡した従業員家族にも実施していますか？

相談実施の有無	家族の種類別実施の有無	
	業務上死亡家族	業務外死亡家族
1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無

（託児・育児について）

問7 従業員子弟のための託児・育児施設がありますか？ それを業務上や業務外で死亡した従業員の子弟も利用できますか？

	施設の有無	子弟の種類別利用の可否			
		業務上死亡子弟		業務外死亡子弟	
I 託児施設	1 有 2 無	1 可 2 否	1 可 2 否	1 可 2 否	1 可 2 否
II 学生寮	1 有 2 無	1 可 2 否	1 可 2 否	1 可 2 否	1 可 2 否

（奨学金制度について）

問8 従業員の子弟のための奨学金制度がありますか？ また、業務上や業務外で死亡した従業員の子弟に対してはどうですか？

	制度の有無	支給額（1ヶ月当り）			
		小学校	中学校	高校	大学
I 在職従業員の子弟	1 有 2 無	円	円	円	円
II 業務上死亡従業員の子弟	1 有 2 無	円	円	円	円
III 業務外死亡従業員の子弟	1 有 2 無	円	円	円	円

（医療施設について）

問9 貴事業場には次のような医療施設がありますか？ また、それを業務上や業務外で死亡した従業員家族も利用できますか？

	施設の有無	家族の種類別利用の可否			
		業務上死亡家族		業務外死亡家族	
I 病院	1 有 2 無	1 可 2 否	1 可 2 否	1 可 2 否	1 可 2 否
II 診療所	1 有 2 無	1 可 2 否	1 可 2 否	1 可 2 否	1 可 2 否
III 医務室	1 有 2 無	1 可 2 否	1 可 2 否	1 可 2 否	1 可 2 否
IV 指定病院	1 有 2 無	1 可 2 否	1 可 2 否	1 可 2 否	1 可 2 否
V 療養所	1 有 2 無	1 可 2 否	1 可 2 否	1 可 2 否	1 可 2 否
VI その他（ ）	1 有 2 無	1 可 2 否	1 可 2 否	1 可 2 否	1 可 2 否
VII 特になし					

（注）1. 病院、診療所とは医療法で許可されたものをいい、このうち病院とは20床以上、診療所とは19床以下の収容能力を有するものをいう。
2. 療養所とは事業場の一部に一定の高齢を設け医薬品等の備えつけのある場合をいう。
3. 療養所とは病院のうちとくに長期療養者を対象として設けられた施設をいう。

（労災家族の雇用について）

問10 貴事業場で昭和43年1月から12月までの間に労働災害で死亡又は重度障害をうけた従業員の家族を雇用しましたか？

〔当会社の他の事業場や同系列の会社で雇用した場合を含む〕

1 雇用した	誰を雇用しましたか？
2 雇用しなかった	
I	妻
II	息子
III	娘
IV	その他（ ）

(災害補償について)

問11 昭和43年1月から12月までの労災被災者およびその家族に対して、国の労災保険給付以外に事業場が直接何かとくつづつことをしましたか？（昭和43年中被災者が当該事業場に2人以上いる場合は次の条件に近い家族をもつ被災者を1人選び、その者への支給額を記入してください。——被災者の被災当時の年齢が43才前後で妻と2人の子どものいるような家族——）（該当項目の番号のすべてに○をつけ支給額も記入してください）

区分 項目	I. 重傷障害の場合（障害等級1～3級）							II. 死亡の場合							
	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	8
	災害補償金の支給	障害補償金の支給	休業補償金	退職金の増額	その他（ ）	何もしない	該当なし	遺族補償金の支給	弔慰金の支給	葬祭料の支給	社葬の実施	退職金の増額	その他（ ）	何もしない	該当なし
支給額	円	円	円	円	円			円	円	円	有2無	円			

- (注) 1 障害補償金とは労災保険から支給される障害補償年金以外に事業場が支給する手当をいう。
2 休業補償金とは労災保険から支給される休業補償金（給付基礎日額の100分の60の補償）以外に事業場が支給する休業中の手当をいう。
3 退職金の増額は被災者がその障害や死亡により職権喪失がでず退職する時に、一般退職の場合よりも退職金を多く支給されることがあるので、その場合は増額分だけを記入してください。
4 遺族補償金とは労災保険から支給される遺族補償年金以外に事業場が支給する手当をいう。

(通勤途上の災害について)

問12 従業員が通勤途上で災害にあつた場合、どのような取扱いをしていますか？

1	行きかえりの災害とも私傷病扱いにする。
2	行きかえりの災害とも業務上扱いまたは業務上に準じて扱う。
3	通勤途上だけ業務上扱いまたは業務上に準じて扱う。

上問で、通勤途上災害を業務上または業務上に準じて扱う

場合にその取扱いの内容はどのようにしていますか？

	取扱いの内容
I 災害見舞金	1 実施する 2 実施しない
II 災害補償	
○ 賠償費	1 支給する 2 支給しない
○ 休業補償金	1 支給する 2 支給しない
○ 障害補償金	1 支給する 2 支給しない
○ 遺族補償金	1 支給する 2 支給しない
○ 葬祭料	1 支給する 2 支給しない
III 社葬・慰霊祭	1 実施する 2 実施しない
IV 退職金の増額	1 する 2 しない
V 休業期間を退職金の算定基礎に含むか	1 含む 2 含むない

(融資貸付金について)

問13 従業員あるいは業務上・業務外死亡従業員の家族に対する貸付金制度がありますか？

	有 無	貸付金最高限度額
I 住宅貸付金	1 有 2 無	宅地購入 新築 増改築 (万円)(万円)(万円)
II 結婚貸付金	1 有 2 無	従業員子弟 (万円)
III 一般貸付金	1 有 2 無	(万円)
IV 業務上死亡従業員家族への貸付金	1 有 2 無	(種類) イ 就業資金貸付金(万円) ロ その他()(万円)
V 業務外死亡従業員家族への貸付金	1 有 2 無	(種類) イ 就業資金貸付金(万円) ロ その他()(万円)

問14 貴事業場には社内保険制度がありますか？

(注) 社内保険制度とは事業主が従業員の福利厚生の一環として取り扱っている保険制度で、事業主がその保険料の全部または一部を負担しているものをいう。

1 有	どんな保険ですか？（該当の番号のすべてに○をつけてください）
2 無	
	☐ 団体生命保険 ☐ 普通生命保険 ☐ 企業年金保険 ☐ その他の保険()

(注) ① 団体生命保険とは団体定期保険や団体養老保険などを含む。
② 普通生命保険とは団体生命保険以外の生命保険で事業主がその保険料の全部または一部を負担しているものをいう。
③ その他の保険とは、損害保険、疾病保険、傷害保険などを含む。

労働者家族福祉に関する調査

昭和45年11月25日印刷

昭和45年11月30日発行

発行者 労働省婦人少年局
東京都千代田区大手町1-3-1

印刷者 (有) 研文社
東京都新宿区四谷3-6
電(353)8358 (351)0046